

福岡水素エネルギー戦略会議実用化支援事業助成金における 収益納付実施要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡水素エネルギー戦略会議（以下「戦略会議」という。）が行う実用化支援事業（以下「助成事業」という。）助成金の交付について、福岡水素エネルギー戦略会議実用化支援事業助成金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(成果品の取り扱い)

第2条 助成事業によって得られた産業財産権等の成果は、原則として、助成を受けた企業に帰属することとする。

(製品販売益の還元)

第3条 会長は、助成事業の実施結果により開発された成果物が製品として販売されて生じた収益については、助成事業が終了した年度の翌年度から5年間、又は補助金の確定額の合計額に相当する額に達するまで、下記の算出方法により算出した収益の一部を戦略会議に納付させるものとする。

<納付額の算出方法>

当該年度収益額の計算にあたって、助成事業の寄与が一部である場合は、公正妥当な基準による寄与率（注1）を当該年度収益額に乗じる。

納付額＝（当該年度収益額（注2）－控除額（注3））×（助成金確定額（注4）／助成事業に係る支出額）

（注1） 原則として、製品の総製造原価に占める当該開発成果の製造原価の割合により、事業者との協議を経て算定

（注2） 当該事業の成果を用いた製品等に係る営業利益

（注3） 助成事業の事業者負担金（助成事業に係る支出額－助成金確定額）を収益納付期間の5年で除したもの

（注4） 助成金確定額

2 会長は、事業者の年度の決算における営業利益の額が、戦略会議に納付すべき納付金の3倍の額に満たない場合は、当該年度にかかる納付金の納付すべき額を営業利益の3分の1に減じて納付させることができるものとする。

3 会長は、事業者の年度の決算における営業利益、経常利益、純利益のいずれかで欠損を生じたと認められる場合には、当該年度にかかる納付を免除することができるものとする。

4 その他の必要事項については、戦略会議と助成を受けた企業との間で別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年8月8日から実施する

この要領は、令和5年8月31日から実施する